

# 熊本県公報

第 1 0 8 2 4 号  
平成 14年 4月 12日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

告 示		
あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(市町村総室)	1
災害対策基本法に基づき熊本県知事が指定する地方公共機関の一部改		
正	(防災消防課)	1
定数漁業の許可申請期間	(漁政課)	2
公 告		
開発行為に関する工事の完了	(建築課)	2
熊本都市計画道路(仮称)六嘉沼山津線の環境影響評価方法書の縦覧	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(建築課)	3
"	( " )	3
"	( " )	3
登 載 依 頼		
補欠選挙を行う事由が生じた旨の告示	(選挙管理委員会)	3
熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙人名簿登録の基準	( " )	3
日、登録日及び縦覧期間	( " )	3
熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場	( " )	4
所	( " )	4
熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における署名運動の禁止の告示	( " )	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	4
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等	( " )	7
の範囲を定める規則の一部を改正する規則	( " )	7
正 誤		
平成 14年 3月 29日熊本県教育委員会訓令第 11号(熊本県生涯学習		
事務所庶務規程)中	(教育委員会)	7

## 告 示

熊本県告示第 360号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第9条の5第1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260条第1項の規定により、次のとおり決定した旨河浦町長から届出があった。

平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡河浦町大字崎津字鵜渡崎 253.254の 3地先公有水面埋立地 1,211.46平方メートル	天草郡河浦町大字崎津字鵜渡崎

熊本県告示第 361号

昭和 37年 12月 11日熊本県告示第 756号(災害対策基本法に基づき熊本県知事が指定する地方公共機関)の一部を次のように改正し、平成 14年 4月 1日から適用する。

平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

医療関係の項を、次のように改める。

医療関係

熊本県医師会、熊本県看護協会

## 熊本県告示第 362号

熊本県漁業調整規則（昭和 40年熊本県規則第 18号の 2）第 8 条第 3 項及び第 21 条第 3 項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。  
平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
小型機船底びき網漁業	手繰第 2 種漁業えびこぎ網漁業	天草海
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海

## 2 申請期間

平成 14年 4月 15日から平成 14年 4月 22日まで

## 公 告

## 熊本県公告第 337号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。  
平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
八代市永碇町字塩屋割 1051 番の一部、同 1055 番 1、同 1056 番、同 1057 番、同 1058 番、1059 番 1、同 1059 番 2、同 1059 番 3、同 1059 番 4、同 1060 番 1、同 1061 番 1 及び同 1061 番 2  
11,117.92 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
水俣市栄町一丁目 6 番 18 号  
株式会社山岡商事

## 熊本県公告第 338号

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成 12年熊本県規則第 56号）第 52 条第 1 項により読み替えて適用される熊本県環境影響評価条例（平成 12年熊本県条例第 61号）第 5 条第 1 項の規定により熊本都市計画道路（仮称）六嘉沼山津線に係る環境影響評価方法書を作成したので、同規則第 52 条第 1 項により読み替えて適用される同条例第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画決定権者の名称  
熊本県
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
(1) 名称 熊本都市計画道路（仮称）六嘉沼山津線  
(2) 種類 道路の改築の事業  
(3) 規模 延長約 5 キロメートル
- 3 都市計画対象事業実施区域の位置  
熊本県熊本市、嘉島町及び御船町の一部（環境影響評価方法書において表示する区域）
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
熊本県熊本市、嘉島町、御船町及び益城町の一部
- 5 方法書の縦覧場所、期間及び時間  
(1) 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本土木事務所企画調査課及び上益城地域振興局土木部企画調査課並びに熊本市都市整備局計画部都市計画課、嘉島町都市計画課、御船町建設課及び益城町地域開発課  
(2) 縦覧期間  
平成 14年 4月 12日から平成 14年 5月 13日まで（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）  
(3) 縦覧時間  
午前 8 時 30分から午後 5 時 15分まで
- 6 意見書の提出  
方法書について環境の保全の見地からの意見を有するものは、意見を書面により提出することができる。

- 7 意見の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 平成 14年 5月 27日
  - (2) 提出先 熊本県土木部都市計画課
  - (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称  
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）

## 熊本県公告第 339号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名市安楽寺字深浦 2155番 1、同 2155番 3、同 2156番及び同 2169番 1の一部  
8,697.99平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県浮羽郡吉井町大字富永 1960番地  
株式会社九州プレシジョン

## 熊本県公告第 340号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
玉名郡岱明町大字古閑字野田 411番 1、同 412番、同 413番、同 414番、同 415番  
1、同 416番、同 417番 1、同 417番 2、同 417番 3、同 418番 1、同 420番、同  
421番 1、同 422番 1、同 454番、同 455番及び里道並びに水路の一部  
11,240.65平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岱明町

## 熊本県公告第 341号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36条第 3項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14年 4月 12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字御代志字輪淵 2037番 9  
170.87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町須屋字二本松 2784番地 2  
有限会社大塚薬品

登載依頼

## 熊本県選挙管理委員会告示第 30号

平成 14年 4月 1日熊本県議会議長から熊本県議会議員八代市選挙区選出議員に欠員を生じた旨の通知を受けたので、公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 113条第 1項第 5項の規定に該当し補欠選挙を行うべき事由が生じたから、同法第 199条の 5第 4項第 6号の規定に基づき告示する。

平成 14年 4月 12日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

## 熊本県選挙管理委員会告示第 31号

平成 14年 5月 19日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙人名簿の

被登録資格の決定の基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成 14年 4月 12日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成 14年 5月 9日  
(ただし、年齢については平成 14年 5月 19日)
- 2 登録日 平成 14年 5月 9日
- 3 縦覧期間 平成 14年 5月 10日から平成 14年 5月 11日  
(毎日午前 8時 30分から午後 5時まで)

熊本県選挙管理委員会告示第 32号

平成 14年 5月 19日執行の熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 14年 4月 12日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

八代市選挙管理委員会事務局(八代市松江城町 1番 25号)  
ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、5月 10日午前 8時 30分から午前 10時までは八代市役所 5階 A会議室(八代市松江城町 1番 25号)の、午前 10時から午後 5時までは八代市選挙管理委員会事務局の、それぞれ選挙長の定める場所で行う。

熊本県選挙管理委員会告示第 33号

熊本県八代市の区域において、熊本県議会議員の補欠選挙が執行されることになったため、本告示の日の翌日から平成 14年 5月 19日までの間、その区域においては、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 5章に規定するすべての直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31年法律第 162号)第 8条第 1項の解職の請求のための署名を求めることができない。

平成 14年 4月 12日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14年 4月 12日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 36号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則(昭和 41年熊本県人事委員会規則第 10号)の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。  
本庁

機 関 名	職 名
議会事務局	事務局長 次長 首席総務審議員 課長 総務審議員 課長補佐
知事部局	理事 局長 部長 医監 総括審議員 部次長 危機管理監 企業立地対策監 総室長 首席審議員 課長 室長 総室次長 審議員 歯科医長 首席農業専門技術員 首席林業専門技術員 室次長 課長補佐 秘書課の知事秘書担当及び副知事秘書担当の主幹又は参事 人事課の主幹(庶務担当の主幹を除く。) 財政課の主幹 管財課の県庁舎管理担当の主幹又は係長 各部筆頭課の庶務担当の主幹又は係長 私学文書課法制室の主幹 人事課の参事(人事、給与、服務又は職員団体の担当の参事に限る。) 財政課の参事 私学文書課法制室の参事 管財課の県庁舎管理担当の参事 巡視長 人事課の主任主事及び主事(人事、給与、服務又は職員団体に関する事務を行う者に限る。) 船長(漁業取締船あその船長に限る。)
出納局	出納局長 首席審議員 課長 審議員 課長補佐 庶務担当の主幹又は参事 資金管理担当の主幹及び参事
教育委員会事務局	教育長 総括教育審議員 教育次長 首席教育審議員 課長 政策調整審議員 教育審議員 室長 課長補佐 総務企画課の法規審査担当の主幹 学校人事課の人事及び服務担当の主幹 総務企画課総務係長 学校人事課給与係長 総務企画課の参事(人事、給与、服務、争訟、

	職員団体又は法規審査の担当の参事に限る。) 学校人事課の参事(人事、給与又は服務の担当の参事に限る。) 総務企画課の主任主事及び主事(人事、給与、服務、争訟又は職員団体に関する事務を行う者に限る。) 学校人事課の主任主事及び主事(人事、給与又は服務に関する事務を行う者に限る。)
選挙管理委員会事務局	書記長
人事委員会事務局	事務局長 課長 総務審議員 課長補佐 主幹 係長
監査委員事務局	事務局長 課長 監査審議員 課長補佐
地方労働委員会事務局	事務局長 課長 総務審議員 課長補佐
備考	<p>1 この表の知事部局の項及び出納局の項において「首席審議員」及び「審議員」とは、熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和 31 年熊本県規則第 59 号)別表第 1 本庁の欄に掲げる首席審議員及び審議員をいう。</p> <p>2 「課長補佐」とは、その職務が労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除いた者をいう。</p>

## 出先機関

機 関 名	職 名
県立大学	学長 事務局長 学部長 図書館長 外国語教育センター所長 教授(評議員である者に限る。) 事務局次長 学生部長 総務企画課長
地域振興局	局長 局次長 部長 室長 審議員 副部長 課長
地域農業改良普及センター	所長
東京事務所	所長 次長 審議員 総務課長
熊本県税事務所	所長 首席税務専門員 次長 課長
自動車税事務所	所長 次長
消防学校	校長 教頭
防災消防航空センター	所長
福祉総合相談所	所長 審議員 次長 総務課長
保健環境科学研究所	所長 次長 総務課長
こころの医療センター	院長 副院長 部長 医長(本庁課長級に限る。)
保健学院	学院長 副学院長
児童相談所	所長(八代児童相談所の所長に限る。)
保育大学校	校長
清水が丘学園	園長 副園長
肥後学園	園長
こども総合療育センター	所長 事務長 医長 総看護師長
精神保健福祉センター	所長 次長
食肉衛生検査所	所長 次長
消費生活センター	所長 次長
くまもと県民交流館	館長 審議員 副館長
大阪事務所	所長 次長

福岡事務所	所長
計量検定所	所長
工業技術センター	所長 審議員 次長
労働相談情報センター	所長 次長
高等技術訓練校	校長 審議員 副校長（熊本高等技術訓練校の副校長に限る。）
技術短期大学校	校長（常勤の者に限る。） 副校長 事務局長
熊本農政事務所	所長 次長 課長
農業研究センター	所長 次長 管理部長 企画経営情報部長 研究所長 審議員 総務課長
農業大学校	校長（常勤の者に限る。） 副校長 事務長 農学部長 研修部長
病虫害防除所	所長
家畜保健衛生所	所長
食品加工研究所	所長 次長
林業研究指導所	所長 首席林業専門技術員 次長
水産研究センター	所長 審議員 次長 内水面研究所長
漁業取締事務所	所長
熊本土木事務所	所長 次長 審議員 課長
産業開発青年隊訓練所	所長 次長
ダム管理所	所長
釈迦院ダム建設事務所	所長
天草地域ダム建設事務所	所長
港管理事務所	所長
天草空港管理事務所	所長 次長
新幹線事務所	所長
熊本駅周辺整備事務所	所長 次長
熊本北部流域下水道事務所	所長
県教育事務所	所長 次長 管理主事
生涯学習推進センター	所長 生涯学習審議員 次長
教育センター	所長 副所長 総務課長 部長
県立図書館	館長 副館長
天草青年の家	所長 副所長
少年自然の家	所長
あしきた青少年の家	所長 副所長
県立美術館	館長（常勤の者に限る。） 副館長（常勤の者に限る。）
装飾古墳館	館長（常勤の者に限る。） 副館長
県立学校	校長 教頭 主任事務長 事務長 船長
備考	この表において「首席審議員」及び「審議員」とは、熊本県職員の職の設置に関する規則別表第 1 地方出先機関の欄に掲げる首席審議員及び審議員をいう。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14年 4月 12日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 37号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41年熊本県人事委員会規則第 11号）の一部を次のように改正する。

別表一部事務組合の表中「宇城八か町村清掃施設組合」を「宇城八か町清掃施設組合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成 14年 3月 29日熊本県教育委員会訓令第 11号（熊本県生涯学習事務所庶務規程）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	段	正	誤																				
71	上	<p>第一表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役付職員の職</th> <th>一般職員の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 長</td> <td>主 任 主 事</td> </tr> <tr> <td>次 長</td> <td>主 事</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参 事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 一般職員の職にある職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。</p>	役付職員の職	一般職員の職	所 長	主 任 主 事	次 長	主 事	主 幹		参 事		<p>第一表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役付職員の職</th> <th>一般職員の職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所 長</td> <td>主 任 主 事</td> </tr> <tr> <td>次 長</td> <td>主 事</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参 時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 一般社員の職にある職員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。</p>	役付職員の職	一般職員の職	所 長	主 任 主 事	次 長	主 事	主 幹		参 時	
役付職員の職	一般職員の職																						
所 長	主 任 主 事																						
次 長	主 事																						
主 幹																							
参 事																							
役付職員の職	一般職員の職																						
所 長	主 任 主 事																						
次 長	主 事																						
主 幹																							
参 時																							

